国土交通省令で定める身体適性に関する基準

海技免状の更新・失効再交付には、国土交通省令で定める身体適性に関する基準を 満たしていることを、国土交通省が定める「指定医師」が発行する「海技士身体検査 証明書」により証明しなければなりません。

- ※「指定医師」は運輸局等の HP で確認ください。
- ※「海技士身体検査証明書」は、運輸局等の HP から入手できます。

【身体適性に関する基準】

1. 視力

海技士(航海) 左右それぞれ 0.5 以上

海技士(機関) 両眼で 0.4以上

海技士(通信・電子通信) 左右それぞれ 0.4 以上

※小型船舶操縦士免許をお持ちの方は海技士(航海)の視力基準が必要です。

2. 色覚

全ての海技免状更新時に色覚検査が必要となります。

3. 聴力

5m以上の距離で話声語を弁別できること。

4. 疾病及び身体機能の障害の有無

船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

5. ご注意

指定医師が発行する「海技士身体検査証明書」の有効期間は3か月間です。 更新申請、失効再交付講習の時点で有効期間が満了していれば無効になります。